

## 新型コロナウイルス 学院関係者罹患時等の事業継続計画（教職員関係）

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 感染拡大の防止</li> <li>② 関係者すべて（生徒・学生・教職員・保護者・同窓生・お取引先等）の安全を確保</li> <li>③ 学院運営上必要最低限の業務継続</li> <li>④ 必要な情報の公開</li> <li>⑤ 自己申告による不利益の除去</li> </ul>
予防策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 手洗い、うがい、咳エチケット等の徹底</li> <li>② 不要不急の外出（出張含む）、人込みを避ける→職員についてシフト出勤の継続適用</li> <li>③ 会議、打合せなどの取捨選択、執務室のこまめな換気、座席配置等の工夫、シフトの調整等</li> <li>④ 感染症危険情報レベル2以上の国および地域より帰国した場合は、2週間の自宅待機（学院構内立入禁止）とする</li> </ul>
体調不良時等の対応	<p>以下に該当する場合は、都度状況を職員については所属長、教員については各事務室経由で総務課に報告する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 発熱時 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発熱（37.5度以上）があった場合は、自宅待機（学内で発熱した場合は、速やかに帰宅）</li> <li>② 3日以内に解熱した場合は、解熱後2日をもって出勤可</li> </ul> </li> <li>2. 発熱継続等による感染疑い時 <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 4日以上継続した発熱、肺炎等の症状がある場合は、保健所専用相談窓口へ連絡のうえ、自宅待機</li> <li>④ 症状改善後、2週間をもって出勤可</li> </ul> </li> <li>3. 感染時（PCR検査陽性時） <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 感染者本人については、病院・保健所等関係機関の指示に従う</li> <li>⑥ 関係個所を消毒の上、1週間の閉鎖</li> </ul> </li> <li>4. 学内外問わず感染者または感染疑い者との濃厚接触者とされた場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 判明時より2週間の自宅待機とし、症状がなければ出勤可</li> </ul> </li> </ul>
事業継続計画 （主に事務組織）	<p>部署単位で業務が停止することが想定されるため、部署毎にあらかじめ準備をおこなう</p>
その他 要検討 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周知の方法 学院内：メール 学院外：ホームページ</li> <li>② 教職員において自宅待機となる場合は、勤務形態、雇用形態にかかわらず職務免除扱いとする 今回の感染症対応への政府見解等を踏まえ、診断書およびPCR陰性証明の提出は求めない</li> <li>③ ②についての休講に対する取扱いは文科省通達等により判断する</li> </ul>